

長野市

第 31 号

# 人権教育啓発だより

発行

長野市地域・市民生活部  
人権・男女共同参画課  
長野市大字鶴賀緑町1613番地  
電話 224-5032

## 本年度の人権教育研修を振り返り、次年度に向けて

### 変わる地域人権教育研修

今まで地域の人権教育の推進にあたり、大きな力を発揮していただいた人権教育推進員の方々ですが、市内 32 の各住自協から推薦をいただき、毎年約 80 名の方にご活躍いただいてきました。地域の人権教育の計画や運営のほか、講師として研修会を進めていただいた方や何年も継続して人権教育推進員を務め、地域の人権教育を名実ともに支えてくださった方など、それぞれの皆様の今までの活動を大変ありがたく思っています。

しかし、少子高齢化や定年後も働き続ける方が



増えるなど社会の変化の中で、年度末に翌年度の人権教育推進員を決める際に適任者を見つけることが困難になってきて

いる地区も出てきていました。そうした状況を踏まえ、長野市では今後の人権教育推進員についてどのようにすべきか検討し、住民自治協議会に配置の依頼をすることをとりやめることになりました。

なお、住民自治協議会に人権教育推進員の配置依頼をやめるということは、地域人権教育研修の廃止ということではありません。長野市では、今後もこれまでと形は異なりますが、一人一人が大事にされる社会を目指し、一層充実した人権教育研修を進めてまいりたいと考えています。各住民自治協議会の実情によっては、人権教育推進員がいなくなる地区が出てくることも予想されますが、そうした地区も含め、今後の人権教育を進める際の体制づくりや地域人権研修の運営の仕方等について具体的な検討をしているところです。

市民の皆様には、こうした状況をご理解いただくとともに従来以上に人権教育の研修会への積極的なかわりをお願いしたいと考えています。

### DVD の貸し出しや啓発資料の配布状況から見た本年度の地域人権教育研修

昨年度の新型コロナ 5 類移行以後、各地域で行われる人権教育研修も以前の形に戻りました。本年度はその 2 年目でしたが、各地域の研修も昨年度同様に盛んに行っていただいたようです。その表れの一つが、人権啓発資料『人権ながの』の配布状況です。本年度版は 1 万部用意しましたが、5 月下旬の配布開始以来 12 月末にはそれがすべて終わってしまうという速さでした。それ以後に、配布の希望をされた地域の皆様には大変なご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。長野市人権・男女共同参画課の HP に『人権ながの』のデータがあります

本年度貸し出しの多かったDVD

|   | タイトル                | 数  |
|---|---------------------|----|
| 1 | いわれなき誹謗中傷との闘い(ネット)  | 22 |
| 2 | 言葉があるから(日常生活)       | 21 |
| 3 | 人権のヒント(地域編)         | 19 |
| 4 | 家庭からふりかえる人権 話せてよかった | 16 |
| 5 | 大切な人(同和問題とネット)      | 14 |
| 6 | インターネットと人権          | 13 |
| 6 | はじめて認知症の人に接するあなたへ   | 13 |
| 8 | インターネットと個人情報        | 12 |

す。また、DVD の貸し出し状況ですが、例年ですと年末前後から貸し出し数は減少傾向になるのですが、年が明けても増加傾向が続いています。本年度 1 月末現在の貸し出し総数は 371 回で、既に昨年度 1 年間の 299 回を上回っています。こうしたことから、ご希望される DVD が予約で埋まっており、別のものに替えていただくということも多くあり、ご迷惑をおかけしました。上の表は、本年度貸し出し回数の多かったタイトルとその回数の一覧ですが、今後の地域での人権教育の研修を行う際の参考にしていただければと思います。

DVD は、それぞれの人権課題についてどんなことが問題になっているのか、それに対して私たちはどのように向き合っていったらよいのかなど 30 分程度にまとめてあります。そのため、視聴をすることにより、比較的容易にその人権課題について理解することができます。こうした DVD の特性を生かし、今後も各地域で積極的にご活用ください。

第 6 回人権教育推進員研修会及び第 4 回社会人権教育研修会（2025 年 1 月 21 日）の講演記録概要

## 演題「部落差別の解消をめざして」

講師 長野県人権啓発センター 人権啓発相談員 宮澤 茂樹 さん

### 私と部落差別との出会い



生まれる場所は、誰も選ぶことはできません。私の故郷が、たまたま被差別部落だったということで幾つかの差別を受ける体験をしてきました。

私が初めて部落差別と出会ったのは 18 歳の年です。10 月に採用試験が始まり、私は市内のある企業を応募し、筆記試験と面接を受けました。その面接の際に「来年の 3 月 20 日ごろから来てもらうことになるから、そのつもりでいてほしい」と言われました。翌日学校に行き、「面接の担当者から、来年の 3 月 20 日ごろから来てもらいたい」と言われたと報告したところ、「それは内定をもらったようなもの」と言われました。2～3 日して、近所の女性が私を訪ねてきて、「このごろ変な人が来て、いろいろあんたのこと聞いていったよ。」と言いました。就職で面接があったことを話すと、「変なことにならなきゃいいがなあ」と言って帰っていきました。しばらくして、「不採用」と書かれ社判を押しただけの通知が自宅に届きました。学校から「事情を聞かせてくれ」と再三その会社に掛け合ってもらいましたが、「会社の都合」と言われ、門前払いされるばかりでした。

その後もいくつかの企業に応募しましたが採用されず、面接で私の住所をしつこく聞いた会社も不採用になりました。私は、「長野では無理だな」と県外の企業に応募し、採用通知を受けました。県外に出るつもりになった時、父から「一度話をしようじゃないか」と持ちかけられました。父からは「近所へ調べに来たのは身元調査ではないか。こんなことは許されることじゃない。それにしつこく住所を聞いてくることもあってはならないことだ。それが部落差別だ」と言われ、ハッとさせられました。高校時代に部落問題を学習する『高校生の集い』という会があり、当時部落解放同盟長野県連合会の書記長の中山英一さんから直接指導を受けたことがあります。しかし、「そうはいっても自分とは関係ないんじゃないか」という認識で自分の問題になっていませんでした。それが、今回自分の身に降りかかってきたのです。これを契機に、部落解放同盟の県連合会へ相談し、事務局の人に連れられて職安へ行き、希望の会社に願書を出し、面接を受け採用になりました。それ以来、本気で部落解放運動に参加してきました。

### 実態調査からみえる部落差別の現状

法務省は、部落差別解消推進法の一環で令和

2 年に意識調査を行いました。この実態調査は、標本数は 1 万人、回収率は 62.2% でした。

人権問題についての受講経験があるか尋ねた調査では、「受けたことがある」が 44.5%、「受けたことがない」が 28.2% という数字でした。年代別では、若い世代（18 歳から 29 歳）では 66% と非常に高く、年齢が上がるにつれて低くなり、70 代、80 代では 3 割を切るという状況でした。地域別では、近畿、中国、四国、九州が概ね 60% から 70% 程度の受講率であるのに対し、北海道、東北、関東、中部では 50% を下回っていました。

「部落差別」や「同和問題」という言葉を聞いたことがあるかという質問では、77.7% が知っていると回答しています。年齢別では、50 代、60 代、70 代が高く、地域別では、近畿、中国、四国で 90% を超える一方で、北海道や東北では 60% と下がっていました。北海道、東北は、「部落はない。差別はない。だから同和教育は取り組んでいない」としている地域です。その地域でも 50% を超える人たちがこれらの言葉を認識していることにとても驚きますし、どういう出会いをしたのかが気になります。こうした状況に対して、「寝た子を起こすな」などということが言えるのでしょうかという思いです。

部落差別解消のための講演会、研修会、地域懇談会、人権フェスティバルなどに参加したかどうかの質問では、3 回以上の参加が 8.8%。1・2 回が 10.5%。参加したことがないが 79.5%。8 割もの人が参加したことがないという現実です。

部落差別解消推進法の認知度について尋ねたところ、制定されて 9 年以上経過しますが、「知らない」が 67.6% もありました。部落差別解消に向けた啓発が行き届いていないという現実で、今後の人権啓発の課題が見えてきたと思います。

### 士農工商、序列じゃない

江戸時代の身分制度について、25 年前までは「士農工商」は身分の序列と考えられ、それらの下に被差別身分があったと上下関係で教えられていました。現在は支配階級の「武士」、被支配階級の「百姓」、「町人」、疎外された「被差別民」と考えられるようになりました。当時、学校では被差別身分の人々に対する差別を学ばせることにより、差別に対して強い憤りを持ってほしいという願いから、同和教育が取り組まれました。しかし、その弊害として江戸時代の身分制度を上下関係だけと受け止めた子どもたちのなかには、遊びなどの場で被差別民の名称を使った差別事件が起きることがありました。

30 代半ば以上の人々には、江戸時代の身分制度について学校での学びのまま、今も被差別民に対して最も低い身分であったと思っている人



も多いと思われます。これを 1 度どこかでひっくり返さないと、被差別民に対して、マイナスのイメージを持ち続けるのではないかと危惧されます。

### 江戸時代初期の被差別民内の争い

徳川家康が初めて江戸へ入った時、真っ先に家康のもとに行き、自分が「長吏」（皮やの頭）であると言ったのが、初代弾左衛門でした。もともと、関東では旧領主の北条氏からお墨付きを受け、「長吏」を名乗っていた者がいました。旧北条勢力を一掃したかった家康の政権は、「長吏」を弾左衛門と裁定しました。

中央隣保館 2 階の資料室に、江戸の長吏弾左衛門から肥前の長吏助左衛門に出された下文（身分が上位の者から下の者への文書）が展示されています。

その文書には京都の視覚障がい者「座頭」の頭たちが、弾左衛門と身分の上下を争って江戸で起こした裁判のことが記されています。その裁判で被告の弾左衛門は、「欽明天皇のご倫旨並びに頼朝のご判物」を差し出し、それが決め手となり、「座頭」は「長吏」の配下であることが決まりました。弾左衛門が差し出した「欽明天皇のご倫旨並びに頼朝公のご判物」は歴史的には偽書と言えます。しかし、家康の裁定により弾左衛門の権威が強まり、偽書をつくりさらに権威を高めようとしたと考えられます。

また江戸時代初期、新任の老中酒井雅楽頭が棧敷を用意し大勢の来賓を招いて金剛大夫一座の勧進能を開こうとしました。その場へ、弾左衛門は武装した手下 50 人を率いて乗り込み、勧進能を中止させてしまうという大事件を起こしました。この事態に、老中酒井雅楽頭は「これまでのしきたりを知らなかった」とし、金剛大夫から弾左衛門らへ謝罪させ、それにより勧進能を行うことになりました。

江戸時代は、同一身分の中でこそ上下関係の差別が存在していたのです。

### 被差別の立場から離れる人々

この下文には、江戸時代の初期に能や歌舞伎の役者、左官、染物屋、人形作り、猿使い、人形使い、女郎屋など様々な職業の人々がいて、弾左衛門は 29 の職業の人々を支配下と主張していました。ただ、これらの中には時代が進むとともに、様々な理由で経済力をつけ、「長吏」の支配から離れていく人たちが出てきました。例えば左官。江戸は火事が多く大工と左官が離れて住んでいては、効率が悪いということで左官は大工集団の中に取り込まれ、卑賤視から離れていきました。また、染物屋の中には反物を売る商売を始める者もあり、それによりどんどん経済力を持ち、大店を構える呉服問屋になった者もありました。

### 古文書に残る誇りうる部落の人々

これは小諸藩のある村の秋祭りで起きた事件です。放下師にあたる品玉使いが村に来て芸をしていました。1 度芸が終わったところへ、2 人の浪人が見物に来て、品玉使いへまた芸を始め

させました。そこへ村の老人が浪人たちの前に入ってしまう、浪人たちは「無礼者」と刀を抜いて老人に切りかかりました。そこに村の警備の仕事として見張っていた「穢多」の三之助ら 3 人が老人を守ろうと立ち向かい手傷を負いながらも浪人たちを取り押さえました。三之助は、背中を半分を割られるほどの大傷を負いましたが、駆け付けて来た警備役の頭に、「私どもは、手疵を負ったことは、少しも難儀とは思っていない。村の皆さんを守るのが自分たちの勤めだから」と語ったことが記録に残っています。

### 情報化の進展に伴って

昭和 8 年に政府内務省は全国の部落の戸数と人口、その地区の所在地、小字名、部落名等を「全国部落調査」としてまとめました。その復刻版を J 社という出版社は、身元調査目的に販売しようとしていました。また、彼らは被差別部落を訪ね歩き、YouTube に動画をアップして部落を晒しています。そして、「部落差別をなくしたいなら教えなければいい」「部落差別はないんです。住む場所で差別されているなら引っ越せばいい」など、自分たちの勝手な主張をしています。まさに居住権の侵害です。また、全国意識調査の中で、「部落を知っている」と答えた人が圧倒的に多かったという事実を全く無視しています。これらに対して、全国の当事者や部落解放同盟の人たちは裁判を起こしました。昨年、最高裁で彼らに投稿の削除と慰謝料の支払いを命じる判決が確定しました。それにもかかわらず、彼らはこれらの情報を掲載していたサイトから別のサイトに移して、まだ晒しています。こうしたことがインターネットの中では起きています。

平成 28 年公布施行の「部落差別解消推進法」の第一条に「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とありますが、これは現在の部落差別にインターネットが深く関わっているということを言っています。

### 結びに

関西大学名誉教授の石元清英さんの差別をなくすための問題提起を紹介します。石元さんは、「なぜ人権を学ぶのか」として 5 つの視点をあげています。

「差別する側に立たない」、「差別に加担しない」、「差別を傍観しない」、「誤解や偏見を批判する力を持つ」、「新しい人との出会い」です。これを子どものいじめに置き換えて考えると、「いじめをする側に立たない」、「いじめに加担しない」、「いじめを傍観しない」、「いじめを批判する力を持つ」と言うことになり、分かりやすいと思います。いじめられている子は、いじめを批判した人に親近感を持ち、新しい人間関係をつくらうとします。差別に対しても、誰もが毅然とした行動を起こすことにより、信頼に基づく確かな人間関係を築くことにつながるといいますし、ぜひそうあってほしいという願いを込めて紹介させていただきます。

## 『第 47 回 人権を尊重し合う市民のつどい』開催される

### 盛況だった本年度のつどい



12 月 14 日（土）に「人権を尊重し合う市民のつどい」が、長野市芸術館リサイタルホールで開催されました。事前申し

込み制でしたが、開催日の 10 日ほど前に、予定していた申し込み数に達してしまうほどの盛況ぶりでした。予定数達成後も多くの市民の皆さんから参加申し込みをいただきましたが、お断りしなければならない状況でした。

「つどい」の当日は、朝から雪がちらつく冬の寒い日でしたが、開場前から何人もの方が詰め掛け、会場内も寒さを吹き飛ばすような熱気に包まれました。

### 講演会から

俳優の宇梶剛士さんの「転んだら、どう生きる？」と題しての講演は、関わりがあった芸能人の方々の声や話し方をまねた、ユーモアを交えた話で、多くの人が聞き入っていました。

北海道で生まれ育った宇梶さんは、母親がアイヌ人であったことで、少年時代から差別を受けていたということでした。アイヌの人権は、重要な人権課題の一つに挙げられていますが、北海道から遠く離れた本州にいと、どうしてもその実感に乏しいところがありました。しかし、アイヌ人は江戸時代以降奴隷化されたりアイヌ語を禁止されたり厳しい歴史を歩んできたこと、そのような歴史の上に現在もまだ差別があることなどの話を聞くにつけ、「北海道ではないから、自分には実感が無い」と済ますことができない大切な人権問題であるということを強く感じさせられました。

高校時代、野球部で先輩からの暴力に耐えながらも、暴力をした先輩たちから騒ぎを起こした張本人にされ、それが理由で先生方から厳しい指導を受けたこと。そうしたことがきっかけで関わってしまった暴走族、傷害事件。そして少年院へと送られましたが、そこでチャップリンの本に出会い、その生き方に感銘し、それが今までの自分を変えようとするにつながっ

たということでした。

その後は、役者になることを目指し様々な人と関わりながら、俳優の世界に入ることができました。付き人を務めた俳優の支援や助言により夢をかなえることができた、自身の半生を語ってくださいました。

そのような体験を振り返りながら、「壊れた心は治らないが、自分の人生は周りの方々の温かさにより孤立から再起できる」とまとめていましたが、その言葉が大変印象に残る講演でした。

### ながの地域まるとキャンパス活動報告から

高校生や大学生が地域活動を通して地域の様々な人と出会い、共に活動することで、自分と地域のつながりを身近に感じ、長野の魅力を知り、愛着心を育むことを目的に始まった「ながの地域まるとキャンパス」。市民のつどいでは、高校生 2 名が、「ジェンダーを考えよう…～大人は？あなたは？～」と題して、ジェンダーについての取り組みを報告しました。各分野で活躍する方々に取材し、そこで気づいたことを織り交ぜながらの発表では、聞いた方々もジェンダーバイアスについて様々な気づきがあったのではないかと思います。また、高校生の視点から作られたジェンダーに関わるクイズからも、日常を振り返る良い機会になったのではないかと思います。

### 人権啓発ポスター・ 標語コンクールの表彰式



入賞者や入選者の一人一人に荻原健司市長から表彰状と記念品が授与され、多くの参加者から盛大な拍手を送られていました。